平成２７年（フ）第１８７号
札幌市豊平区平岸４条２丁目５番７号
債務者　佐藤　　彩
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段林　君子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７号
茨城県ひたちなか市大字佐和3046番地６、旧住所茨城県水戸市全限町281番地の２
債務者　根本　　肥
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤英一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７６号
福井県坂井市三国町黒目第33号1103番地
債務者　爲口　敏成
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
北海道旭川市花咲町１丁目2282番地の６
ハートランド花咲202
債務者　永田　雅幸
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０号
山口県下関市安岡駅前２丁目９番５－７号　シーコーポラス、前住所山口県下関市稗田町13番17－405号
債務者　田中　信吉
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
愛知県一宮市明地字江端207番地
債務者　森部　俊雄
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５８６号
堺市南区新檜尾台３丁２番６－303号
債務者　森　　邦秀
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
島根県出雲市浜町1092番地１
債務者　三木　　弘
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２０７５号
名古屋市南区柴田町６丁目14番地　柴田マンション406号、従前の住所名古屋市名東区扇町１丁目10－９
債務者　小松　弘明
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野穂高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６９号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町401番地　３号団地２号棟306号室
債務者　竹田　　裕
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町401番地　３号団地２号棟306号室
債務者　竹田　慶子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
北海道帯広市東５条南24丁目５番地１
債務者　渡邉　紀子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
北海道帯広市西14条南41丁目１番10号　ドリームマンション６－303号
債務者　櫻井裕見子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第４地割48番地２
債務者　中村　　翼
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１９８号
盛岡市上厨川字幅89番地３
債務者　齊藤　貴夫
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０６号
岩手県奥州市水沢区字北栗林98番地２
債務者　大石　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４２号
新潟県上越市中央２丁目８番10号　メゾン中央２号
債務者　嶋田さつき
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
新潟地方裁判所高田支部